

高梁市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 6 月

目次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 ..	2
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	6
第4節 対策推進のための役割分担	8
第2章 新型インフルエンザ等対策の項目と横断的視点	12
第1節 市行動計画における主な対策項目等	12
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	17
第1節 市行動計画等の実行性確保	17
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	18
第1章 実施体制	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	23
第3節 対応期	24
第3章 まん延防止	25
第1節 準備期	24
第2節 初動期	24
第3節 対応期	24
第4章 ワクチン	27
第1節 準備期	26
第2節 初動期	29
第3節 対応期	31

第5章 保健	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	34
第3節 対応期	35
第6章 物資	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期・対応期	36
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	37
第3節 対応期	38
用語集	40

計画本文中、用語右肩の「※」印は、用語集に掲載があることを示す。

はじめに

【高梁市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。

この未曾有の感染症危機[※]において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、政治、医療関係者、事業者等、国、県、市を挙げての取組が進められてきた。

今般の高梁市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を始めとする法改正等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事[※]には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

従前の市行動計画は、平成27年3月に策定されたものであるが、今般、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の抜本改定に合わせ、市行動計画も初めてとなる抜本改定を行う。主な改定内容は以下のとおりである。

1. 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症を念頭に置く。

2. 時期区分の変更

記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実する。

3. 対策項目の充実

これまでの6項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン接種等に応じた対策の機動的な切り替えについても明確化する。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

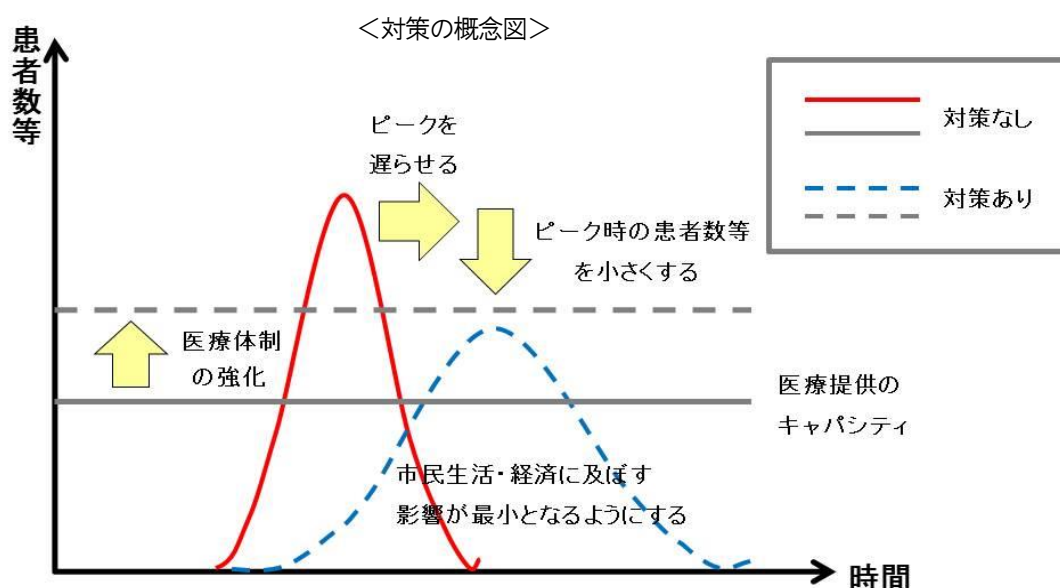
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等[※]の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命、健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制の限界を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある²。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることによって、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



² 特措法第1条

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 業務継続計画（ＢＣＰ）※の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性[※]等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

<段階に応じた対応>

○ 準備期（発生前段階）

市民に対する啓発や市・事業者による業務継続計画（BCP）等の策定、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○ 初動期（新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）

直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。

政府対策本部が設置されて基本的対処方針[※]が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○ 対応期

① 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

市対策本部の設置後、県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、国が定める

基本的対処方針に考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

国や県と連携して、病原性の程度に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン[※]等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）

② 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

国、県、市、事業者等は、相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この準備期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、「第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に向け、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有及び分析の基盤となるDXの推進等を行う

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする³。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーション[※]の観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受ける社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

³ 特措法第5条

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症[※]や新感染症[※]が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置[※]や緊急事態措置[※]を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、県と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する⁴。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

⁴ 特措法第36条第2項

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関等[※]が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁵。また、国は、WHO[※]等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める⁶とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める⁷。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議⁸（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議⁹の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

⁵ 特措法第3条第1項

⁶ 特措法第3条第2項

⁷ 特措法第3条第3項

⁸ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

⁹ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

（２）県、市町村の役割

県、市町村は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁰。

【県】

県は、特措法及び、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した確かな判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定[※]を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定[※]を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関[※]等で構成される都道府県連携協議会[※]（岡山県においては、岡山県感染症対策委員会がその役割を担う。）を通じ、予防計画[※]等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA[※]サイクルに基づき改善を図る。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具[※]を始めとした必要となる感染症対

¹⁰ 特措法第3条第4項

策物資等[※]の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び岡山県感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹¹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（５）登録事業者[※]の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種[※]の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める¹²。

（６）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹³ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（７）市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、個人レベルでの基本的な感染対

¹¹ 特措法第 3 条第 5 項

¹² 特措法第 4 条第 3 項

¹³ 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める¹⁴。

¹⁴ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の項目と横断的視点

第1節 市行動計画における主な対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

本市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

本市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。このため、以下に示す①から⑦までの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や県、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげることで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康の保護、市民生活及び市民経済への影響の最小化を図る。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション※を行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていること、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、市は、県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をする必要がある。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、保健所及び県環境保健センターは、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、積極的疫学調査※、健康観察※、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、県等が平時から行う情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT※の活用等を通じた業務効率化・省力化に対し、必要な協力を行う。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、市は国や県と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の3つの視点は、本市行動計画における複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

- I 人材育成
- II 国、県、関係機関との連携
- III DXの推進

I 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生時に全庁で対応体制を構築するための研修や訓練等の取組、日頃からの関係部署との連携や連動等が求められる。

その他、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。

II 国、県、関係機関との連携

国や県との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法に基づく措置の実施主体としての役割を担い、医療提供体制の確保等の対策の実施を地域の実情に応じて行う。市は、県と連携して感染拡大防止の対策を行うとともに、住民に最も近い行政として予防接種や市民の生活支援等を実施する。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県との連携体制を平時から整えておくことが重要である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では、県及び市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は、近隣市町村との連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が求められるため、平時から国や県、関係機関との連携体制やネットワークの構築に努める。

III DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発等へのデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性がある。

新型コロナの対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力の向

上を目指し、医療ＤＸを含め、感染症危機対応に備えたＤＸの推進が不可欠である。

国、県ではＤＸ推進の取組を進めており、市では、今後、国、県が行うＤＸ推進のための様々な取組に協力し、今後の感染症危機に備える。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画等の実行性確保

(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、平時からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(2) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。訓練の実施やそれに基づく点検及び改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

(3) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症[※]等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、対応マニュアル等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え実践的な訓練を実施する。【健康福祉部、関係部署】

1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹⁵。【健康福祉部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務の実施に必要な人員等の確保を行うとともに、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。【健康福祉部、関係部署】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。
【健康福祉部、関係部署】

1-3 DXの推進

市は、職員の新型インフルエンザ等の感染に備え、テレワークやオンライン会議に平素より取り組み、オンライン申請及びペーパーレス化を一層推進する。【総務部、関係部署】

1-4 情報収集・共有・分析のDX推進

市は、新型インフルエンザ等の発生時における迅速な初動体制を確立するため、情報セキュリティを確保した情報収集・共有及び分析の基盤となるシステムを選定し、操作習熟を進める。【健康福祉部、関係部署】

¹⁵ 特措法第8条第7項及び第8項により準用する第7条第3項

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合¹⁶及び県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【健康福祉部、関係部署】
- ② 市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
【健康福祉部、その他全部局】
- ③ 市は、必要に応じて、医師会等と連携し、関係機関との情報共有のための協議会等を設置する。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁷を有効に活用すること
を検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行すること
を検討し、所要の準備を行う。【健康福祉部、財政課、関係部署】

第3節 対応期

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、特定新型インフルエンザ等対策[※]の実施のため必要があるときは、県を通じて国
に対し、職員の派遣を要請する¹⁸。【健康福祉部、総務部、関係部署】
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができ
なくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁹を
要請する。【健康福祉部、関係部署】
- ③ 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の
市町村又は県に対して応援を求める。【健康福祉部、関係部署】

¹⁶ 特措法第15条

¹⁷ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

¹⁸ 特措法第26条の6、第26条の7及び第27条

¹⁹ 特措法第26条の2第1項

3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【健康福祉部、財政課、関係部署】

3-2 緊急事態措置の検討等について

3-2-1 緊急事態宣言[※]の手続

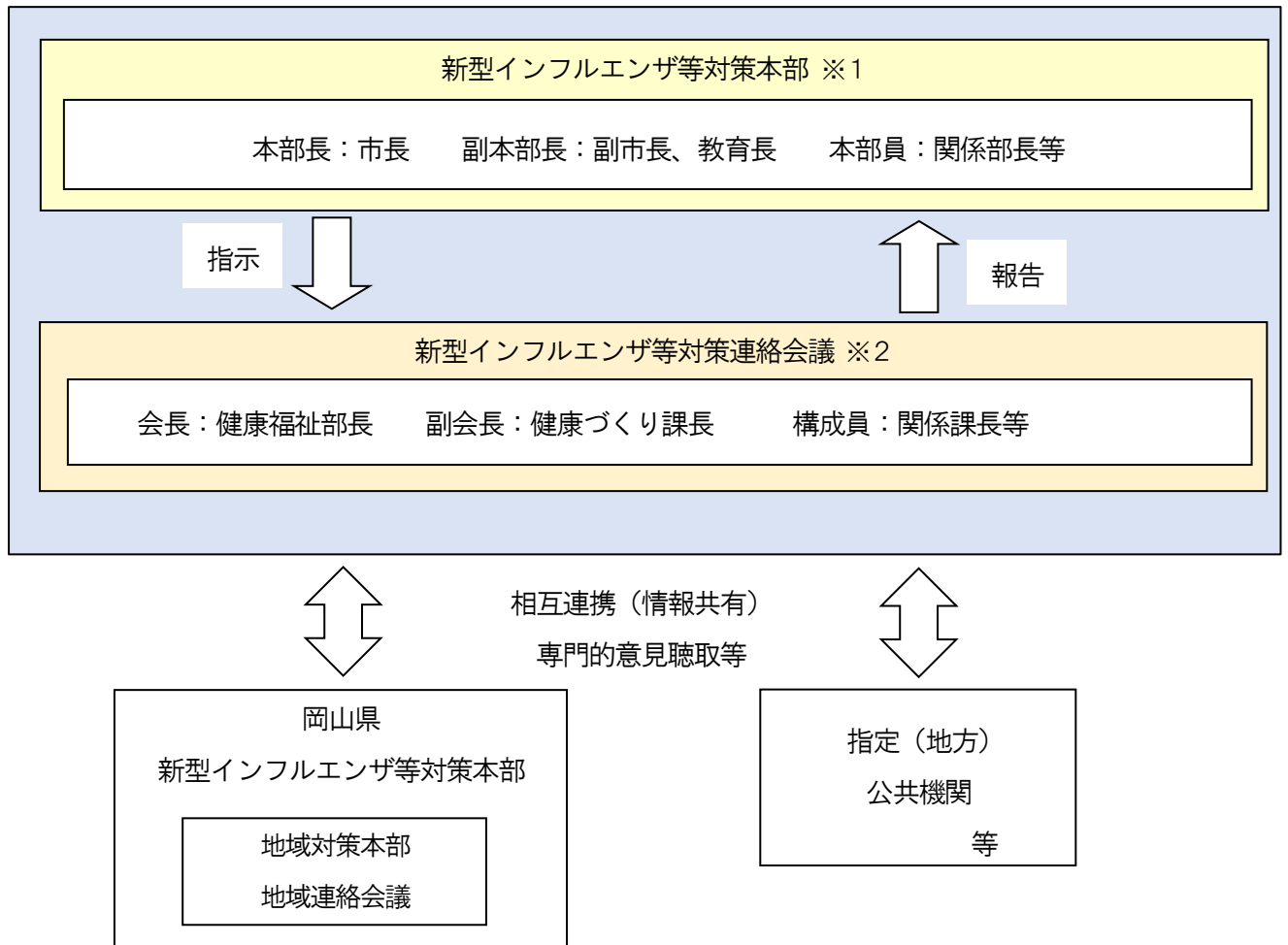
市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【健康福祉部、関係部署】

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態[※]解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく対策本部を廃止する。

市の実施体制



※1 新型インフルエンザ等対策本部

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部員：企画財政部長、総務部長、産業経済部長、土木部長、市民生活部長、健康福祉部長、消防長、教育次長、国民健康保険成羽病院事務長

※2 新型インフルエンザ等対策連絡会議

会長：健康福祉部長

副会長：健康づくり課長

構成員：関係課長等、本部長が指名する職員

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から、国、県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動及び対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健衛生担当課や高齢者施設等担当課、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

【健康福祉部、教育委員会、秘書企画課、関係部署】

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、新型インフルエンザ等患者やその家族、所属機関、医療従事者等の人権が尊重され、差別的扱い等を受けることのないよう、新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理及び提供並びに広報その他の啓発活動を行う。

【健康福祉部、市民生活部、秘書企画課、関係部署】

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック※の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

【健康福祉部、秘書企画課、関係部署】

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。【健康福祉部、秘書企画課、関係部署】
- ② 市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。【健康福祉部、秘書企画課、関係部署】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
【健康福祉部、秘書企画課、関係部署】

1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。【健康福祉部】

第2節 初動期

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含め、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ配慮した情報提供・共有を行う。【健康福祉部、教育委員会、秘書企画課、関係部署】

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。【健康福祉部】

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、新型インフルエンザ等患者やその家族、所属機関、医療従事者等の人権が尊重され、差別的扱い等を受けることのないよう、新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理及び提供並びに広報その他の啓発活動を行う。併せて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。【健康福祉部、市民生活部、秘書企画課、関係部署】

第3節 対応期

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ整理した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含め、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【健康福祉部、教育委員会、秘書企画課、関係部署】

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国がオンライン等で配布した改定版のQ & Aを活用するとともに、コールセンター等を引き続き設置する。【健康福祉部】

3-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、本項目における初動期の対応を継続する。

【健康福祉部、市民生活部、秘書企画課、関係部署】

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

【健康福祉部、教育委員会、関係部署】

- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター※に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

【健康福祉部、教育委員会、関係部署】

- ③ 市は、県と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

【健康福祉部、産業経済部、関係部署】

第2節 初動期

2-1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、市内におけるまん延に備え、業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。

【健康福祉部】

第3節 対応期

3-1 市民等に対する要請

市は、県の取組状況等を踏まえ、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策、人混みの回避、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

また、市は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所や、都道府県間の移動について、不要不急の外出をしないこと等の注意喚起を行う。【健康福祉部、関係部署】

3-2 事業者や学校等に対する要請

3-2-1 事業者等に対する要請

市は、国の要請を踏まえ、県や関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

【健康福祉部、関係部署】

3-2-2 公立小中学校等における対応

市は、新型インフルエンザ等の発生時は、学校医等と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。【教育委員会】

- ① 市は、新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒がいた場合は、状況に応じて病院への搬送等を行うとともに、学校に対して接触者の健康管理、消毒等の協力を求め、児童・生徒の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努めるよう要請する。
- ② 市は、患者等[※]の集団発生がみられた場合は、学校において発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）等の措置を講ずるよう要請する。
- ③ 同じ地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。

3-2-3 社会福祉施設等における対応

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。【健康福祉部】

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【健康福祉部】

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ パルスオキシメーター ・ ストップウォッチ ・ アンビューバック ・ 酸素ボンベ＋マスク	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫/保冷バック・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、随時事業者の把握をするほか、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。【健康福祉部】

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【健康福祉部】

1-3-2 特定接種

① 市は、国が定める基準に該当する事業者の登録業務に協力する。

【健康福祉部、関係部署】

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等については、本市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は国からの要請を受けて、特定接種となり得るものに対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。【健康福祉部、総務部】

1-3-3 住民接種[※]

迅速な予防接種等を実現するため、平時から次の（ア）から（ウ）までの準備を行う。

【健康福祉部、関係部署】

（ア）市は、国等の協力を得ながら、居住する者が速やかにワクチン接種できる体制を構築する。

次の事項について、医師会等と連携の上、検討を行うとともに、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう検討する。

- i 接種対象者数（表2参照）
- ii 人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県、市間及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を締結する等、本市以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 市は、住民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4 情報提供・共有

市は、定期の予防接種について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & Aの提供など、双方向的な取組を進める。【健康福祉部】

第2節 初動期

2-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、表1に記載する資材について、適切に確保する。【健康福祉部】

2-2 接種体制

2-2-1 接種体制の準備

市は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。【健康福祉部】

2-2-2 早期の情報収集

市は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。【健康福祉部】

2-2-3 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

また、効率的な接種の観点から、県が広域的な接種の実施体制の構築について検討及び調整を行う場合、必要な協力を行う。【健康福祉部】

2-3 接種

2-3-1 特定接種

市は、医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【健康福祉部、関係部署】

2-3-2 住民接種

- ① 市は、接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。【健康福祉部】
- ② 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町村、県、医療機関、健診機関等と接種を実施する医療機関の確保について協議を行う。あわせて、接種を実施する医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。

【健康福祉部、教育委員会、関係部署】

- ③ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。【健康福祉部、関係部署】
- ④ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検

討することとし、運営要員の確保を進めるとともに、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

なお、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可等を受ける。【健康福祉部、関係部署】

- ⑤ 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者が接種会場に赴かないよう広報等を行い注意喚起する。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、医療機関及び接種者に対し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【健康福祉部、秘書企画課、関係部署】

- ⑥ 接種会場での救急対応について、市は、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品について表１を参考に準備を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。【健康福祉部、関係部署】

- ⑦ 市は、接種会場における感染性廃棄物の処理のため、廃棄物処理業者の選定を進める。

【健康福祉部】

- ⑧ 接種会場における感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、市は、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。【健康福祉部】

第3節 対応期

3-1 ワクチン及び必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【健康福祉部】
- ② 市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じ、国からの要請を受けた場合、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。【健康福祉部】

3-2 接種

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【健康福祉部、関係部署】

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合²⁰において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【健康福祉部、総務部】

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種の準備

市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。【健康福祉部、関係部署】

3-2-2-2 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【健康福祉部】
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。【健康福祉部】

3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【健康福祉部】

3-2-2-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【健康福祉部、関係部署】

²⁰ 特措法第 28 条

3-2-2-5 接種記録の管理

市は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【健康福祉部】

3-3 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）、相談窓口（コールセンター等）の連絡先に加え、国が提供する予防接種に係る有効性・安全性に関する情報について住民への周知を行うとともに、接種に係る差別等の防止について啓発を行う。

【健康福祉部、市民生活部、関係部署】

- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を検討する。【健康福祉部】
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。【健康福祉部】

第5章 保健

第1節 準備期

1-1 連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所や、消防機関等の関係機関、医師会等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、新型インフルエンザ等がまん延し、保健所の業務量が増大する場合を想定し、市の保健師の派遣を行うなどの体制を整備する。【健康福祉部、関係部署】

1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みの回避等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等その対策等について、国・県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。【健康福祉部、秘書企画課、関係部署】

② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受け取り手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法を整理する。【健康福祉部、秘書企画課、関係部署】

第2節 初動期

2-1 連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生の公表後に備え、保健所や、消防機関等の関係機関、医師会等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。【健康福祉部、関係部署】

2-2 市民への情報提供・共有の開始

市は、国・県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & Aの公表、市民向けの相談体制の整備を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【健康福祉部、秘書企画課、関係部署】

第3節 対応期

3-1 主な対応業務の実施

県等から応援派遣要請があった場合は協力するとともに、必要に応じ県が実施する感染症対応業務を実施する。【健康福祉部、関係部署】

3-2 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。【健康福祉部】
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者※に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター※等の物品の支給に協力する。【健康福祉部】

3-3 保健所への協力体制の構築

市は、新型インフルエンザ等がまん延し、保健所の業務がひっ迫した場合には、県からの要請に応じて、市の保健師を派遣するなど、保健所への協力体制を構築する。

【健康福祉部、総務部】

3-4 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応する相談体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえ、必要に応じ、県の相談センターまたは発熱外来の紹介を行う。【健康福祉部、市民生活部、関係部署】

3-5 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。【健康福祉部、秘書企画課、関係部署】
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。【健康福祉部、教育委員会、関係部署】

第6章 物資

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²¹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²²。

【健康福祉部、危機管理課、関係部署】

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。【消防本部】

第2節 初動期・対応期

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認・供給

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を必要とする部署に配布し、都度備蓄状況を確認する。

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、関係機関が備蓄する物資物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める²³。【健康福祉部、関係部署】

²¹ 特措法第10条

²² 特措法第11条

²³ 特措法第51条

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【健康福祉部、関係部署】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【健康福祉部、関係部署】

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する²⁴。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資機材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁵。【健康福祉部、危機管理課、関係部署】
- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【健康福祉部、関係部署】

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

【健康福祉部、関係部署】

第2節 初動期

2-1 遺体の火葬・安置

市は、国から県を通じて要請があった場合、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【市民生活部】

²⁴ 特措法第10条

²⁵ 特措法第11条

第3節 対応期

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル[※]予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【健康福祉部、教育委員会、関係部署】

3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

【健康福祉部、市民生活部】

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²⁶やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【教育委員会、関係部署】

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、国や県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【産業経済部、関係部署】

② 市は、国や県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【市民生活部、関係部署】

③ 市は、国や県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

【健康福祉部、関係部署】

²⁶ 特措法第45条第2項

- ④ 市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資もしくは役務又は市民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる²⁷。【産業経済部、関係部署】

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じて国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
【市民生活部】
- ② 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
【市民生活部、関係部署】
- ③ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるとして、特措法第 56 条の規定に基づく埋葬及び火葬の特例が設けられた場合、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。【市民生活部、関係部署】

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる²⁸。【産業経済部、関係部署】

3-2-2 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる²⁹。【上下水道課、関係部署】

²⁷ 特措法第 59 条

²⁸ 特措法第 63 条の 2 第 1 項

²⁹ 特措法第 52 条

用語集

※50音・英字順

用 語	内 容
I C T	Information and Communication Technology の略 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称 利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が 提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽 配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI 等が 含まれる。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県 知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖と ともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型 インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び 健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染 症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感 染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るも のを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条 第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医 療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露 することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びに これらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資 材
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定により、新型インフルエンザ等への基本的 な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断 しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順 等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態 宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的

	かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
国民生活安定緊急措置法	物価高騰や経済の異常事態に対処し、国民生活に不可欠な物資の価格と需給を調整することで、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とした法律
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
指定感染症	感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民

	経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等 緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新感染症	感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国かつ急速なまん延のおそれのあるもの
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する 緊急措置に関する法律	国民生活との関連性が高い物質又は国民経済上重要な物について、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とした法律
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	県、市町村、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
WHO	世界保健機関。World Health Organization の略で、「全ての人々

	が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的とする国連の専門機関
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
都道府県連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
P D C A	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念